**令和６年度　補正予算**

**第3次いしがき物価高騰対策支援補助金**

**【伴走支援型】**

 **公募要領 詳細版**

**令和７年３月１２日**

**石垣市商工会**

**１． 目的**

第3次いしがき物価高騰対策支援補助金【伴走支援型】（以下、伴走支援型）は、石垣市内の中小・小規模事業者が過去3年間に策定した事業計画に基づき、課題解決に向けた取り組みに対して販路開拓、商品開発、販売促進、業務改善、労務改善を支援することを目的とします。
　商工会経営指導員および外部専門家による伴走支援を通じて、事業目標の達成を図り、事業者の売上増加、業務効率化、雇用の維持・拡大を促進することで、地域経済の活性化と持続的発展を支援します。

|  |
| --- |
| **〇伴走支援とは？**不確実な時代に企業が成長するには、環境変化に対応し自ら変革することが求められます。しかし、中小企業の経営者が独力で改革を進めるのは難しく、多忙の中で課題に気づけないこともあります。そこで、信頼できる第三者の「伴走支援」が重要です。対話を重ねることで課題を明確にし、社員とともに解決に取り組むことで、自走できる企業へと成長していきます。 |

**２. 伴走支援型について**

**（１）事業内容**

〇伴走型支援は、過去３年以内に策定した事業計画の実施にあたり課題を抱えている事業者を対象に、その課題解決に必要な資金を一部補助します。

〇補助対象となる取り組みは、課題解決に必要となる販路開拓、商品開発、販売促進、　　業務改善、労務改善などです。

〇上記の取組みに対して、商工会経営指導員および外部専門家と連携して、課題解決に向けた具体的な施策を検討・決定します。

〇採択後、事業者と商工会経営指導員および外部専門家による検討の結果、申請時の

 取組内容が変更となる場合もあります。

**（２）応募要件**

**①対象事業者**

**（ア）過去3年（2022～24年/令和4～6年）以内に以下の事業計画が認定・採択・決定等された事業者であること**

|  |
| --- |
| **［該当する事業計画］****1. 経営革新計画****2. 事業継続力強化計画****3. 経営力向上計画****4. 先端設備等導入計画****5. 事業再構築補助金** （第5回（2022年3月受付締切分）以降）**6. ものづくり補助金** （第9次（2022年2月受付締切分）以降）**7. 小規模事業者持続化補助金** （第6回（2022年3月受付締切分）以降）**8. 事業承継・引継ぎ補助金** （2022年以降）**9. 沖縄県産業振興公社支援事業に対する事業計画**　（稼ぐ企業連携事業、離島特産品等マーケティング支援事業 等） **10. ISCO（（一財）沖縄ITｲﾉﾍﾞｰｼｮﾝ戦略ｾﾝﾀｰ）支援事業に関する事業計画**　　　（沖縄DX促進支援事業）**11. 沖縄県融資制度に対する資金調達計画**（小規模企業対策資金、創業者・事業承継支援資金 等）**12. 沖縄振興開発金融公庫の新規事業関連支援融資制度に対する資金調達計画**（新規開業支援資金（創業融資計画）等）**13. 石垣市商工会や支援機関による支援を受け、事業計画を策定した事業者****14. その他、支援機関による補助事業に採択され、その公募時に作成したものが****事業計画と認められるもの** |

|  |
| --- |
| **［対象外の事業計画］**・いしがき物価高騰対策支援補助金（第１次～第２次）・IT導入補助金・小規模事業者経営改善資金（マル経融資）・沖縄国際物流ハブ活用推進事業補助金（沖縄県産業振興公社）・小規模事業者等デジタル化支援事業（ISCO）・その他、申請書が事業計画と認められない補助事業等の事業計画は対象外となります。 |

**（イ）支援受諾事業者であること**

商工会経営指導員および外部専門家の支援を受けながら伴走支援に取組むことをご了承願います。

**（ウ）要件（営業利益、水道光熱費、売上高総利益率）に該当すること**

**（３）対象外の事業者**

〇個人および法人設立1年未満の事業者（2024年以降開業の事業者）

〇休業中または廃業予定の事業者

〇申請内容が過去に同様の補助金を受けた内容と重複している事業者

〇公序良俗に反する事業、または反社会的勢力との関係があると認められる事業者

**３．補助対象経費について**

　※補助対象経費は「第3次いしがき物価高騰対策支援補助金【一般型】」と同じですが、

伴走支援型のみ対象となる経費ものもあります。

**①販路開拓費**

・物産展・展示会・商談会等の出展費、旅費・宿泊費、輸送費など

**②商品開発費**

・開発費（試作品・サンプル品にかかる開発費用）

※本補助金で開発した商品を販売することはできません。

・パッケージ等の制作費（デザイン費・制作費）

・機械装置費

・外注費（OEM商品開発費、機械設備導入に係る工事費など）

・商標登録出願費

**③販売促進費**

・広報費（チラシ・ポスター、HPなど）

**④業務改善費**

・新規IT導入費用（ソフトウェア、クラウドサービス、オプション機能）

・新規システム開発及び既存システム改良費用

・導入時の指導費用（指導費、交通費、宿泊費）

**⑤労務改善費**

　　　・就業規則作成にかかる費用 等

|  |
| --- |
| **［補助対象外経費］**・既存商品の広告費（例：既存チラシの再印刷、既存商品のSNS広告）・通常の事務経費（例：通信費、光熱費、人件費）・汎用的な機器類（例：PC、タブレット、プリンターなど）　・接待費・贈答品費用　等 |

**４．補助率と補助上限額の設定**

**〇補助額：** 最大100万円

**〇補助率：** 10/10

**〇対象者：** 中小・小規模事業者（『第3次いしがき物価高騰対策支援補助金』と同様）

**５．応募の手続き**

**①応募方法**

**〇応募前に、商工会経営指導員による事前相談を受けてください。**（事業内容の確認および申請書の作成方法について説明します。）

**〇申請書類の提出**
石垣市商工会窓口にて、直接ご提出ください。

**〇提出書類**

・様式第1号、2号(※)、3号、誓約書

**※様式第2号「経営計画書・補助事業計画書・支出経費の明細等」箇所は除く。**

・伴走支援型計画書（様式第4号）

・公的支援機関で認定等された事業計画書（写し）

・決算書（直近2期分）

**〇申請書類は、石垣市商工会ホームページよりダウンロードしてご使用下さい。**

**（URL：https://i-syokokai.or.jp/）**

**６．応募の流れとスケジュール**

**［応募の流れ］**



　〇応募を希望される事業者様は、**必ず事前相談を行って下さい**。

　〇事前相談のときに、**必ず事業計画書をご持参ください**。

**［応募スケジュール］**

**〇応募受付開始：** 令和7年3月12日

**〇応募締切：** 令和7年4月11日 17:00（※厳守）

**〇審査結果通知：** 令和7年4月下旬（予定）

**〇事業開始：** 交付決定日以降

**〇事業終了：** 令和7年12月31日まで

**〇実績報告書提出期限：** 事業終了後20日以内もしくは令和8年1月16日

**７．審査方法・ポイント（計100点）**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | **基準** | **目的** | **ポイント** |
| **1** | **必要性**（30点） | 課題の重要性や事業実施の必要性を評価します。 | 現状分析が適切に行われているか。問題が明確かつ具体的に記載されているか。課題解決の緊急性や必要性が示されているか。 |
| **2** | **実現****可能性**（25点） | 計画の実行可能性やスケジュールの妥当性を評価します。 | スケジュールが詳細かつ現実的に計画されているか。必要な人材、リソース、予算が適切か。実施体制や担当者の役割分担が明確か。 |
| **3** | **課題****解決**（20点） | 事業実施による成果や効果の実現性を評価します。 | 課題解決の方法が具体的かつ効果的であるか。定量的な目標（売上増加率、コスト削減率など）が設定されているか。 |
| **4** | **成長・****持続****可能性**（15点） | 補助事業終了後の継続性と発展性を評価します。 | 事業終了後も継続する計画があるか。自己資金や追加投資の計画が現実的か。成果を自社内で定着させるためのフォローアップ体制が整っているか。 |
| **5** | **地域****貢献**（10点） | 石垣市内の地域経済や社会に与えるプラスの影響を評価します。 | 地域経済の活性化に寄与するか（例：地域資源の活用）。地域課題（例：人口減少、高齢化）に対する解決策となっているか。地域のネットワーク（地元企業、行政、教育機関など）との連携があるか。 |

**〇加点項目（10点）**

上記の基準点に加えて、下記項目に該当する場合はそれぞれ+５点とし、最大10点を

　　加算します。

|  |
| --- |
| **〇認定事業計画を2つ以上保有している場合****〇石垣市内の雇用創出を計画している場合****〇経費削減につながる事業内容の場合****〇デジタル化の推進（例：DX推進、オンライン活用）が含まれる場合** |

**８．補助金の支払い・報告義務**

〇補助金は 事業完了後の精算払いとし、 実績報告書を基に支払います。

〇補助事業終了後は、状況報告の確認があります。

**〇精算払いの条件**

・事業完了後、以下の書類を提出すること

1. 実施報告書

2. 見積書、納品書、請求書、成果報告（事業実施の証拠資料）

3. その他、事務局が必要と認める書類

**９．その他留意事項**

〇応募内容に虚偽があった場合、補助金の返還を求めることがあります。

〇他の公的補助金・助成金制度との併用は不可です。

〇補助対象外経費（例：既存商品の販促、経常経費、汎用的な機器類など）については、経営指導員へお尋ねください。

**１０． 問い合わせ先**

|  |
| --- |
| **石垣市商工会（石垣市浜崎町1-1-4）**［TEL］ 0980-82-2672［受付時間］9:00～12:00 / 13:00～17:00 （土日祝日・年末年始を除く） |